

## 出版事業委員会 運営要綱

### (役 割)

第1条 出版事業委員会は、本学会が出版する教科書、専門書および一般技術書について、企画・製作・販売の基本方針を審議する。

### (審議事項)

第2条 委員会の主要な審議事項は次の各項とする。

- (1) 教科書、専門書および一般技術書の出版に関する基本的事項
- (2) 教科書、専門書および一般技術書の市場調査と販売企画に関する事項
- (3) 教科書、専門書および一般技術書の新刊の企画
- (4) 新刊が決定された教科書、専門書および一般技術書の出版までのフォローアップ
- (5) 教科書、専門書および一般技術書の重版・改訂・廃刊等に関する事項
- (6) 教科書、専門書および一般技術書の販売および損益に関する事項
- (7) 教科書、専門書および一般技術書の著作権に関する事項
- (8) その他、会誌を除く出版に関する重要事項

### (構 成)

第3条 委員会の構成は次による。

委員長 1名  
委員 専務理事、編修出版理事、営業担当ほか数名  
委員長および委員については、理事会に提案し承認を得る。

2. 必要に応じ、副委員長、幹事、顧問を置くことができる。委嘱は会長名で行う。
3. 委員長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (下部組織)

第4条 本委員会の下部組織として、教科書および技術書に関する部会を設置することができる。

2. 部会の設置、委員等については、本委員会の承認を得る。
3. 部会は第2条(1)、(2)、(3)の審議を行う。
4. 部会の運営は別に定める「部会運営要綱」による。

### (任 期)

第5条 委員長、委員の任期は専務理事、編修出版理事を除き原則として3年とし、再任を妨げない。

### (招 集)

第6条 委員会は委員長が招集し、事務局が関係者に通知する。

### (事 務)

第7条 事務局は電気学会編修出版課とする。

2. 事務局は資料の作成等委員会に必要な準備を行う。
3. 議事録は事務局が作成し、次の委員会で確認の後、別に定める期間保管する。

### (付則)

1. 本運営要綱は平成10年11月12日、理事会において承認・制定。即日施行。
2. 平成14年1月22日、出版事業委員会において一部改正。